

IV 年度計画

1 令和4年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、令和4年3月28日付けで、令和4年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、次の年度計画の変更について農林水産大臣に届け出た。

(1) 令和4年5月23日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等への対応として、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、肥育牛経営改善等緊急対策事業における配合飼料価格安定制度運営基盤強化緊急対策事業等の追加が農林水産省から要請（令和4年5月6日付け4畜産第361号農林水産省畜産局長通知）されたことに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置

(2) 令和4年6月27日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

肉用子牛の価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急激に悪化したことから、生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止するため、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業の実施が農林水産省から要請（令和4年6月16日付け4畜産第702号農林水産省畜産局長通知）されたことに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置

(3) 令和4年9月1日付けで、でん粉価格調整事業費の予算を変更（でん粉勘定）

穀物相場の急激な高騰及び為替相場の円安による影響により、調整金単価が低下し収入が大幅に減少するとともに、交付金支出が当初見込みより増加し、でん粉価格調整事業の支払資金の一時不足が見込まれ、独法通則法第45条に基づく短期借入金が必要となったことによる措置

(4) 令和4年9月22日付けで、新たな項目を追加

中期目標の変更に伴い、中期計画において、情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討するため、新たな項目を追加したことから、年度計画についても同様の項目を追加したことによる措置

(5) 令和4年10月5日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更、輸入乳製品売買事業費から加工原料乳補給金等事業費への流用（畜産勘定、補給金勘定）

ア 購入粗飼料等の高騰の影響を受け、生産コストが上昇している酪農経営を支援するため、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業の実施が農林水産省から要請されたこと、また、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業について、農林水産省から保管開始期限の延長が要請されたこと等への対応に伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置（畜産勘定）

イ 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業について、酪農・乳業セグメントの担当メニューへの事業要望が多い一方、肉畜・食肉等セグメントの担当メニューは不用が見込まれることから、セグメント間の予算を流用したことによる措置（畜産勘定）

ウ 加工原料乳生産者補給金制度における生乳取引数量等確認事務支援システム（MPS）のWEB化に対応するサーバの調達経費に充てるため、輸入乳製品売買事業費から加工原料乳補給金等事業費へ流用したことによる措置（補給金勘定）

（6）令和4年12月6日付けで、畜産業振興事業費、加工原料乳補給金等事業費、野菜生産出荷安定事業費及び野菜農業振興事業費の予算を変更、砂糖生産振興事業費を新規・追加計上（畜産勘定、補給金勘定、野菜勘定、砂糖勘定）

ア 令和4年度第2次補正予算において、生乳の需給改善対策としての乳製品長期保管特別対策事業及び国産チーズの競争力強化対策としての国産乳製品等競争力強化対策事業が措置されることに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置（畜産勘定）

イ 令和4年度第2次補正予算において、加工原料乳生産者補給金制度における加工原料乳補給金等事業費の交付等に必要となる財源が予算措置されることに伴い、加工原料乳補給金等事業費の所要額を追加したことによる措置（補給金勘定）

ウ 早期梅雨明け以降の結球野菜の価格低落等により年度内の資金枯渇が確実となり、野菜生産者を確実に支援できるよう、令和4年度第2次補正予算において財源の追加が手当てされたことに伴い、野菜生産出荷安定事業費及び野菜農業振興事業費の所要額を追加したことによる措置（野菜勘定）

エ 令和4年度第2次補正予算において、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業のメニューの一つとして砂糖等の新規需要拡大対策事業が計上され、当該事業の一部について補助事業を実施することとなったことに伴い、砂糖勘定の予算、収支計画及び資金計画を変更したことによる措置（砂糖勘定）

(7) 令和5年2月21日付けで、砂糖勘定の国庫納付金に係る予算を変更(砂糖勘定)

調整金の利益額が年度当初の見込みより増加し、当初予算を上回る国庫納付金の支出が見込まれたことに伴い、国庫納付金に係る予算を増額したことによる措置

(8) 令和5年3月20日付けで、糖価調整事業費の予算を変更(砂糖勘定)

3年産の甘しや糖・さとうきびの交付対象数量が増加したこと等に伴い財源不足が見込まれていた甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の原資について、政府交付金(甘味資源作物・国内産糖調整交付金)に係る追加財政措置が認められたことに伴い、糖価調整事業費の所要額を追加したことによる措置

(9) 令和5年3月28日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更(畜産勘定)

物価・賃金・生活総合対策本部において総理から農林水産大臣に指示のあった飼料価格高騰対策等の財源が、令和4年度中に予算措置されることに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置

2 事業内容の概要

令和4年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

(1) 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という)の規定による次の業務を行う。

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

イ 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

ウ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品(以下「指定乳製品等」という)の輸入

エ ウの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

オ エの業務に伴う指定乳製品等の保管

カ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

(2) 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

(3) 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という)の規定による次の業務を行う。

ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付

イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付

ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助

(4) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

- (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という)の規定による次の業務を行う。
- ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
 - イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
 - ウ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
 - エ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
 - オ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
 - カ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- (6) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。
- (7) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という)の規定による次の業務を行う。
- ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
 - イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- (8) (1)～(7)の業務に附帯する業務を行う。
- 3 令和4年度の業務運営に関する計画(令和4年度計画)
次ページより、令和4年度の業務運営に関する計画(令和4年度計画)を転載。

独立行政法人農畜産業振興機構令和4年度計画

制定：令和4年3月28日付け	3 農畜機第6809号
改正：令和4年5月23日付け	4 農畜機第1194号
改正：令和4年6月27日付け	4 農畜機第1984号
改正：令和4年9月1日付け	4 農畜機第3193号
改正：令和4年9月22日付け	4 農畜機第3532号
改正：令和4年10月5日付け	4 農畜機第3853号
改正：令和4年12月6日付け	4 農畜機第4868号
改正：令和5年2月21日付け	4 農畜機第6303号
改正：令和5年3月20日付け	4 農畜機第6932号
改正：令和5年3月28日付け	4 農畜機第7304号

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

（イ）交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対

象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和 4 年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等

の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険の令和 3 年からの新規加入者について、野菜価格安定制度との同時利用を可能とする特例の期間が延長されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等への周知や照会等に適切に対応する。

カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、緊急需給調整事業その他の野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業が新たな国際環境に置かれ、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることなどを踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和4年度の実施状況及び令和5年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減す

る経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

(1) 業務全体の点検・評価

ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

イ 令和3年度における業務実績及び現中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

ウ 第三者機関による令和3年度における業務実績及び現中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

(2) 補助事業の審査・評価

令和3年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。

また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法の改善を行う。

カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。

(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

7 ICTの活用による業務の効率化

TPP等政策大綱に基づく制度改正、政府におけるテレワークやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進状況等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

8 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。

9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生

産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	425	60	531	727	525	202	352	806	2,901
国庫補助金	-	-	15,474	1,513	1,513	-	-	-	16,986
その他の政府交付金	86,314	60,548	-	10,424	10,424	-	235	183	157,703
業務収入	-	21,231	-	41,767	35,629	6,138	-	472	63,470
拠出金	5,584	0	-	-	-	-	-	-	5,584
負担金	-	-	4,414	-	-	-	-	-	4,414
納付金	-	-	3,445	-	-	-	-	-	3,445
資金より受入	164,912	15,393	2,487	-	-	-	-	45	182,836
借入金	-	-	-	66,728	63,462	3,267	-	-	66,728
諸収入	114	-	44	-	-	-	62	240	460
計	257,349	97,232	26,394	121,159	111,553	9,607	648	1,745	504,527
支出									
業務経費	260,209	93,914	26,134	69,822	59,065	10,757	436	-	450,516
借入金償還	-	-	-	52,600	52,600	-	-	-	52,600
人件費	479	251	295	475	379	96	235	870	2,605
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	908	908
その他支出	-	-	-	153	151	3	-	-	153
計	260,687	94,165	26,429	123,051	112,195	10,856	672	1,778	506,782

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	383	60					93	162	698
その他の政府交付金	86,314	22,877					235	173	109,599
拠出金	5,584	0					-	-	5,584
調整資金より受入	83,477	-					-	-	83,477
畜産業振興資金より受入	81,435	15,393					-	45	96,873
諸収入	114	-					53	126	292
計	257,307	38,331					380	505	296,523
支出									
業務経費	193,982	38,271					287	-	232,540
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,114	-					-	-	120,114
畜産業振興事業費	73,868	38,271					-	-	112,139
情報収集提供事業費	-	-					287	-	287
肉用子牛勘定へ繰入	62,942	-					-	12	62,954
人件費	435	68					105	289	897
一般管理費	-	-					-	211	211
計	257,358	38,339					393	512	296,602

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
その他の政府交付金		37,670						10	37,680
業務収入		21,231						472	21,703
諸収入		-						0	0
計		58,901						482	59,383
支出									
業務経費		55,643						-	55,643
加工原料乳補給金等事業費		37,539						-	37,539
輸入乳製品売買事業費		18,104						-	18,104
人件費		183						112	295
一般管理費		-						370	370
計		55,826						482	56,308

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			531				101	131	764
国庫補助金			15,474				-	-	15,474
野菜事業負担金			4,414				-	-	4,414
野菜事業納付金			3,445				-	-	3,445
野菜生産出荷安定資金より受入			2,487				-	-	2,487
諸収入			44				9	108	161
計			26,394				110	240	26,744
支出									
業務経費			26,134				68	-	26,202
野菜生産出荷安定事業費			20,062				-	-	20,062
野菜農業振興事業費			6,072				-	-	6,072
情報収集提供事業費			-				68	-	68
人件費			295				49	140	485
一般管理費			-				-	107	107
計			26,429				117	247	26,794

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				525	525		117	366	1,009
国庫補助金				1,513	1,513		-	-	1,513
その他の政府交付金				10,424	10,424		-	-	10,424
業務収入				35,629	35,629		-	-	35,629
借入金				63,462	63,462		-	-	63,462
諸収入				-	-		-	4	4
計				111,553	111,553		117	370	112,040
支出									
業務経費				59,065	59,065		52	-	59,118
糖価調整事業費				44,596	44,596		-	-	44,596
砂糖生産振興事業費				1,513	1,513		-	-	1,513
国庫納付金				12,957	12,957		-	-	12,957
情報収集提供事業費				-	-		52	-	52
借入金償還				52,600	52,600		-	-	52,600
人件費				379	379		69	226	674
一般管理費				-	-		-	156	156
その他支出				151	151		-	-	151
計				112,195	112,195		121	382	112,699

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				202		202	41	130	373
業務収入				6,138		6,138	-	-	6,138
借入金				3,267		3,267	-	-	3,267
諸収入				-		-	-	0	0
計				9,607		9,607	41	130	9,777
支出									
業務経費				10,757		10,757	29	-	10,786
でん粉価格調整事業費				6,144		6,144	-	-	6,144
国庫納付金				4,613		4,613	-	-	4,613
情報収集提供事業費				-		-	29	-	29
借入金償還				-		-	-	-	-
人件費				96		96	12	84	192
一般管理費				-		-	-	51	51
その他支出				3		3	-	-	3
計				10,856		10,856	41	135	11,032

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	42							16	58
畜産勘定より受入	62,942							12	62,954
諸収入	-							2	2
計	62,984							30	63,014
支出									
業務経費	66,227							-	66,227
肉用子牛補給金等事業費	66,227							-	66,227
人件費	44							19	63
一般管理費	-							13	13
計	66,271							32	66,302

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	260,658	92,243	25,681	70,420	59,570	10,850	657	2,044	451,704
経常費用	260,658	92,243	25,681	70,420	59,570	10,850	657	2,044	451,704
業務経費	260,188	92,008	25,399	69,822	59,065	10,757	436	-	447,853
人件費	449	235	276	444	354	90	220	1,105	2,730
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	892	892
その他支出	-	-	-	153	151	3	-	0	153
減価償却費	21	-	7	-	-	-	-	47	75
収益の部	257,373	95,160	25,681	54,442	48,095	6,347	657	2,038	435,351
経常収益	257,259	95,160	25,681	54,442	48,095	6,347	657	2,038	435,237
運営費交付金収益	449	64	547	738	528	209	360	756	2,914
補助金等収益	256,809	75,801	25,084	11,937	11,937	-	235	222	370,088
業務収入	-	19,296	-	41,767	35,629	6,138	-	501	61,564
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-	-	13	13
資産見返補助金戻入	-	-	6	-	-	-	-	2	8
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	157	157
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	148	148
諸収入	0	-	44	-	-	-	62	240	345
臨時利益	114	-	-	-	-	-	-	-	114
過年度補助事業費返還金等	114	-	-	-	-	-	-	-	114
純利益（△純損失）	△ 3,285	2,917	-	△ 15,978	△ 11,476	△ 4,502	-	△ 6	△ 16,353

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	257,331	38,335					386	614	296,666
経常費用	257,331	38,335					386	614	296,666
業務経費	193,982	38,271					287	-	232,540
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,114	-					-	-	120,114
畜産業振興事業費	73,868	38,271					-	-	112,139
情報収集提供事業費	-	-					287	-	287
肉用子牛飼育へ繰入	62,942	-					-	12	62,954
人件費	408	64					99	381	951
一般管理費	-	-					-	201	201
減価償却費	-	-					-	20	20
収益の部	257,331	38,335					386	614	296,666
経常収益	257,217	38,335					386	614	296,552
運営費交付金収益	408	64					99	154	725
補助金等収益	256,809	38,271					235	213	295,528
賞与引当金見返に係る収益	-	-					-	59	59
退職給付引当金見返に係る収益	-	-					-	62	62
諸収入	0	-					53	126	178
臨時利益	114	-					-	-	114
過年度補助事業費返還金等	114	-					-	-	114
純利益（△純損失）	-	-					-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		53,908						511	54,419
経常費用		53,908						511	54,419
業務経費		53,737						-	53,737
加工原料乳補給金等事業費		37,539						-	37,539
輸入乳製品売買事業費		16,197						-	16,197
人件費		172						141	313
一般管理費		-						370	370
減価償却費		-						-	-
収益の部		56,825						511	57,336
経常収益		56,825						511	57,336
補助金等収益		37,530						10	37,539
業務収入		19,296						501	19,796
諸収入		-						0	0
純利益（△純損失）		2,917						-	2,917

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			25,681				113	305	26,100
経常費用			25,681				113	305	26,100
業務経費			25,399				88	-	25,486
野菜生産出荷安定事業費			19,327				-	-	19,327
野菜農業振興事業費			6,072				-	-	6,072
情報収集提供事業費			-				88	-	88
人件費			276				46	192	513
一般管理費			-				-	103	103
減価償却費			7				-	11	18
収益の部			25,681				113	300	26,095
経常収益			25,681				113	300	26,095
運営費交付金収益			547				104	119	771
補助金等収益			25,084				-	-	25,084
資産見返補助金戻入			6				-	-	6
賞与引当金見返に係る収益			-				-	35	35
退職給付引当金見返に係る収益			-				-	38	38
諸収入			44				9	108	161
純利益（△純損失）			-				-	△ 5	△ 5

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				59,570	59,570		117	432	60,119
経常費用				59,570	59,570		117	432	60,119
業務経費				59,085	59,085		52	-	59,118
糖価調整事業費				44,598	44,598		-	-	44,598
砂糖生産振興事業費				1,513	1,513		-	-	1,513
国庫納付金				12,957	12,957		-	-	12,957
情報収集提供事業費				-	-		52	-	52
人件費				354	354		64	264	683
一般管理費				-	-		-	155	155
その他支出				151	151		-	0	151
減価償却費				-	-		-	12	12
収益の部				48,095	48,095		117	432	48,643
経常収益				48,095	48,095		117	432	48,643
運営費交付金収益				528	528		117	339	984
補助金等収益				11,937	11,937		-	-	11,937
業務収入				35,629	35,629		-	-	35,629
資産見返運営費交付金戻入				-	-		-	10	10
資産見返補助金戻入				-	-		-	2	2
賞与引当金見返に係る収益				-	-		-	45	45
退職給付引当金見返に係る収益				-	-		-	33	33
諸収入				-	-		-	4	4
純利益（△純損失）				△ 11,476	△ 11,476		-	-	△ 11,476

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				10,850		10,850	41	157	11,047
経常費用				10,850		10,850	41	157	11,047
業務経費				10,757		10,757	29	-	10,786
でん粉価格調整事業費				6,144		6,144	-	-	6,144
国庫納付金				4,613		4,613	-	-	4,613
情報収集提供事業費				-		-	29	-	29
人件費				90		90	11	103	204
一般管理費				-		-	-	51	51
その他支出				3		3	-	-	3
減価償却費				-		-	-	3	3
収益の部				6,347		6,347	41	157	6,545
経常収益				6,347		6,347	41	157	6,545
運営費交付金収益				209		209	41	129	379
業務収入				6,138		6,138	-	-	6,138
畜産見返運営費交付金戻入				-		-	-	3	3
賞与引当金見返に係る収益				-		-	-	13	13
退職給付引当金見返に係る収益				-		-	-	11	11
諸収入				-		-	-	0	0
純利益（△純損失）				△ 4,502		△ 4,502	-	-	△ 4,502

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	66,268							38	66,306
経常費用	66,268							38	66,306
業務経費	66,206							-	66,206
肉用子牛補給金等事業費	66,206							-	66,206
人件費	41							25	66
一般管理費	-							13	13
減価償却費	21							-	21
収益の部	62,983							37	63,020
経常収益	62,983							37	63,020
運営費交付金収益	41							15	56
畜産勘定より受入	62,942							12	62,954
賞与引当金見返に係る収益	-							4	4
退職給付引当金見返に係る収益	-							4	4
諸収入	-							2	2
純利益（△純損失）	△ 3,285							△ 1	△ 3,286

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	425,197	113,484	45,114	164,867	146,666	18,200	673	6,584	755,917
業務活動による支出	254,205	92,948	26,396	70,508	59,695	10,812	673	1,790	446,519
投資活動による支出	117,000	5,600	300	-	-	-	-	3,105	126,005
財務活動による支出	1,123	-	-	92,859	86,442	6,418	-	10	93,993
次年度への繰越金	52,868	14,936	18,418	1,500	529	970	-	1,679	89,400
資金収入	425,197	113,484	45,114	164,867	146,666	18,200	673	6,584	755,917
業務活動による収入	92,450	79,740	23,911	54,794	48,258	6,536	645	1,732	253,272
投資活動による収入	170,600	5,600	5,800	-	-	-	-	3,100	185,100
財務活動による収入	-	-	-	106,988	97,304	9,684	-	-	106,988
前年度繰越金	162,147	28,144	15,403	3,085	1,105	1,980	27	1,751	210,558

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	421,595	47,112					394	4,235	473,336
業務活動による支出	250,625	39,058					394	504	290,581
投資活動による支出	117,000	-					-	3,105	120,105
財務活動による支出	1,102	-					-	5	1,107
次年度への繰越金	52,867	8,054					-	621	61,543
資金収入	421,595	47,112					394	4,235	473,336
業務活動による収入	92,408	22,937					377	453	116,175
投資活動による収入	170,000	-					-	3,100	173,100
前年度繰越金	159,187	24,175					18	682	184,062

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		66,372						711	67,083
業務活動による支出		53,890						493	54,383
投資活動による支出		5,600						-	5,600
次年度への繰越金		6,882						218	7,099
資金収入		66,372						711	67,083
業務活動による収入		56,802						511	57,313
投資活動による収入		5,600						-	5,600
前年度繰越金		3,969						200	4,170

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			45,114				117	999	46,229
業務活動による支出			26,396				117	246	26,759
投資活動による支出			300				-	-	300
財務活動による支出			-				-	4	4
次年度への繰越金			18,418				-	748	19,166
資金収入			45,114				117	999	46,229
業務活動による収入			23,911				110	251	24,272
投資活動による収入			5,800				-	-	5,800
前年度繰越金			15,403				6	748	16,157

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				146,666	146,666		119	393	147,178
業務活動による支出				59,695	59,695		119	391	60,206
財務活動による支出				86,442	86,442		-	1	86,443
次年度への繰越金				529	529		-	1	530
資金収入				146,666	146,666		119	393	147,178
業務活動による収入				48,258	48,258		117	370	48,745
投資活動による収入				-	-		-	0	0
財務活動による収入				97,304	97,304		-	-	97,304
前年度繰越金				1,105	1,105		2	23	1,129

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				18,200		18,200	42	138	18,381
業務活動による支出				10,812		10,812	42	134	10,989
財務活動による支出				6,418		6,418	-	0	6,418
次年度への繰越金				970		970	-	4	974
資金収入				18,200		18,200	42	138	18,381
業務活動による収入				6,536		6,536	41	130	6,706
投資活動による収入				-		-	-	0	0
財務活動による収入				9,684		9,684	-	-	9,684
前年度繰越金				1,980		1,980	2	8	1,990

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	58,948							119	59,066
業務活動による支出	58,926							32	58,957
財務活動による支出	21							-	21
次年度への繰越金	1							87	88
資金収入	58,948							119	59,066
業務活動による収入	55,388							29	55,417
投資活動による収入	600							-	600
前年度繰越金	2,960							89	3,049

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

第 4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4 億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。

第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第 7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、テレワーク等の取組を推進する。

エ 令和4年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和4年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修をWeb等を活用しつつ実施する。

ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等

(イ) 一般職員研修として、行政実務研修、ブラザー・シスター研修、ITリテラシー向上研修等

(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等

イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

(ア) 会計関連研修として、会計事務職員研修

(イ) 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修

(ウ) 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

- (エ) 監査関連研修として、内部監査研修等
- (オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修
- (カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎・食肉専門研修

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を 9 月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で 9 月末までに公表する。

4 消費者等への広報

(1) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

(2) ホームページの機能強化

ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。

ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。

イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページのリニューアルや動画の作成・配信など必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

ウ 農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページ等に広告を掲載する機会を提供する。

5 情報セキュリティ対策の向上

(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画

予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。